

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成29年3月31日付.保医発0331第10号.平成29年4月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
ヒト精巢上体蛋白4	200点	区分番号「D009」 腫瘍マーカー (生化学的検査Ⅱ)

ア ヒト精巢上体蛋白4は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「22」CA130の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。

ウ 本検査は、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。
悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った本検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、本検査は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。

エ 本検査は、CLIA法により測定した場合に算定できる。

● 弊社受託検討中